

「最終」VAT 体制^{P1}
 自己建設活動に対する
 VAT^{P2}
 特定の農産物にかかる
 VAT^{P3}
 中古自動車納品の VAT^{P4}
 保険エージェントサービ
 ス、保険ブローカーサー
 ビス、再保険ブローカー
 サービスの提供に関する
 VAT^{P4}
 特定の課税サービスに
 対する VAT^{P5}

「最終」VAT 体制

付加価値税(VAT)税率が 10%から 11%に引き上げられただけでなく、HPP 法¹ は「最終」VAT 税率に関連する仕組みを強化しました。この点に関して、財務大臣(MoF)は、HPP 法第 9A 条に基づき、この「最終」VAT 制度に関するいくつかの施行規則を発行しています。これらの施行規則はすべて、2022 年 4 月 1 日から適用されています。

この制度では、現行の VAT 税率に所定の割合を乗じたものが、実質的な「最終」VAT 税率となります。課税標準は、特に明記されていない限り、一般に小売販売価格となります。「最終」VAT 制度では、納品に関連する商品またはサービスの取得に関するインプット VAT は控除することができません。

この制度におけるすべての商品とサービス(保険エージェント・保険ブローカー・再保険ブローカーサービスを除く)は、以前は VAT 賦課基準制度における「その他の価値」(“Dasar Pengenaan Pajak/DPP Nilai Lain”)の使用に該当していたものです。

この TaxFlash に記載されている「最終」VAT 税率は、現行の VAT 税率である 11%を使用しています。この税率は、2025 年 1 月 1 日までに実施される 12%への引き上げ後に調整される予定です。

以下は、「最終」VAT 率と種類の概要です。

No.	商品・サービスの種類	最終VAT率	
		掛目%	実効税率*
1	自己建設活動	20%	2.2%
2	特定の農産物の納品	10%	1.1%
3	中古自動車の納品	10%	1.1%
4	以下のサービス提供		
	• 保険エージェントサービス	10%	1.1%
	• 保険・再保険ブローカーサービス	20%	2.2%
5	以下のような特定の課税対象サービスの提供		
	• パッケージ型宅配サービス	10%	1.1%

¹ 国税規則調和法 (Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP) 法律 2021 年第 7 号

<ul style="list-style-type: none"> ● 旅行エージェント、または旅行パッケージの提供 	10%	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ● 貨物輸送サービス(運賃を含む) 	10%	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ● 非宗教的な場所への旅行サービスを含む宗教的な旅行サービス 	10%	1.1%
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 宗教的な旅行と区別できる場合 ✓ 宗教的な旅行部分を区分できない場合 	5%	0.55%
<ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーを利用したマーケティングサービス ● バウチャー配布に関する取引決済サービス ● 顧客ロイヤルティ・リワードプログラムに関するサービス 上記サービスは、手数料なし、マージンなしのサービス	10%	1.1%

*現在の一般的なVAT税率である11%に基づく

その他、「最終」VAT 制度の導入に関するポイントは以下の通りです。

A. 自己建設活動に対する VAT

自己建設活動に対する「最終」VATは、PMK-61² に規定されています。その要点は以下の通りです。

自己建設活動の対象範囲

PMK-61は、「自己建設活動」の定義を、**新築および古い建物の拡張の両方**を含む建物の建設活動に拡大したものです。

すなわち

- 個人または法人の事業活動または業務活動の範囲内において行われたいもの
- その結果を自ら利用する場合、または他者が利用する場合

自己建設の対象範囲には、他の当事者が個人または法人のために行う建築工事活動も含まれるようになりました。この場合、個人または事業体が相手方の身元と住所を提供できる限り、その活動に対するVATは相手方から徴収されません。

「建物」の基準は以下の通り、従来の規定と変わりません。

- 主要構造部が木造、コンクリート造、レンガ造、鉄骨造またはこれらに類似する材料で構成されていること
- 住居または事業所として使用されていること
- 建築物の面積が200平方メートル以上であること

以前の規則(PMK-163³)では、自己建設活動は、一定期間内に一度に行うことも、徐々に一つの活動として行うことも可能でした。ただし、今回工事期間においてタイムラグが2年以内であることが条件となります。PMK-61は、タイムラグが2年を超える場合、その活動は別個の建築工事活動とみなされることを規定しています。

VAT賦課基準額は、発生した建築費(土地代を除く)の合計額です。

² 財務大臣規則 No.61/PMK.03/2022 (PMK-61) 2022年3月30日公布、2022年4月1日発効。PMK-61によりPMK-163は撤廃

³ 財務大臣規則 No.163/PMK.010/2012 (PMK-163) 2012年10月22日公布、2012年11月21日発効

納付と申告の義務

個人または法人は、自己建設期間ごとに支払うべきVATを自己送金し、以下の方法で報告する必要があります。

- a) VAT 課税対象事業者（Pengusaha Kena Pajak/PKP）の場合、月次VAT申告書提出
- b) PKPでない場合、VATの支払いが行われていれば、VAT支払い済みの報告をしたものとみなされる

VAT納付書は、VATインボイスと同等とみなされ、インプットVATの控除基準を満たす場合、控除可能なインプットVATとして機能します。

移行期間

PMK-61では、2022年4月以前に納付すべきVATで、2022年4月1日以降に納付されるものについては、PMK-61に基づき計算、納付、申告が行われると規定されています。

B. 特定の農産物にかかるVAT

特定の農産物に対するVATは、PMK-64⁴ で規定されています。その要点は以下の通りです。

適用される農産物は、従来の規定（PMK-89⁵）に準じ、PMK-64の添付文書に記載されています。これには、プランテーション、作物、観賞用植物、医薬品、林業（木材および非木材製品）に関連する製品が含まれます。

この「最終」VAT制度の下で販売された農産物、プランテーション、林産物の加工を産業事業者が行う場合、買い手はVAT徴収人に指定され、売り手からVATを徴収しなければなりません。

特定の農産物の納品に関連する商品およびサービスの取得にかかるインプットVATの扱いは従来通りです（つまり、控除できません）。また、この制度における売り手は、VATインボイスを作成することが要求されます。

「最終」と「通常」VAT制度の利用の選択肢

VAT賦課基準制度における「その他の価値」と同様に、最終VAT制度を選択するPKP販売者は、最終VAT制度が適用される会計年度の最初のVAT申告期限までに税務署に届出をする必要があります。

PMK-64では、旧規則で「その他の価値」をVATベースとして選択しているすべてのPKPは、「最終」VAT制度を採用し、必要な届け出を行ったとみなされます。

「最終」VAT制度を利用している売り手は、「最終」VAT制度を利用してから1会計年度が経過すると、「通常」VAT制度に戻すことができます。戻すためには、最終VAT制度の終了後、その年度の最初のVAT申告書の提出期限までに届出書を提出しなければなりません。一旦「通常」VAT制度を選択すると、これを変更することはできません。

⁴ 財務大臣規則 No.64/PMK.03/2022 (PMK-64) 2022年3月30日公布、2022年4月1日発効。PMK-64によりPMK-89は撤廃

⁵ 財務大臣規則 No.89/PMK.010/2020 (PMK-89) 2020年7月27日公布・発効

C. 中古自動車納品のVAT

中古自動車の納品にかかるVATは、PMK-65⁶に規定されています。その要点は以下の通りです。

PMK-65では、最終VATの課税は、中古自動車の納品業務を行うPKPIに適用されると規定しています。これらの納品は、当初の目的が販売でない資産に該当しません(すなわち、VAT法第16条D項による)。

前述の通り、この制度では、インプットVATを控除することはできません。これは、インプットVATをアウトプットVATの90%まで控除することができたVAT賦課基準制度における「その他の価値」の取り扱いから変更されたものです。

また、以前の規則(PMK-79)⁷とは対照的に、PKPIは、「通常の」VAT制度の対象となる他の商品またはサービスを提供しながら、この制度を利用することができます。この場合、インプットVATの控除は、一般的な規則(すなわち、控除可能なインプットVATと控除不可能なインプットVATがある場合)に従います。

D. 保険エージェントサービス、保険ブローカーサービス、再保険ブローカーサービスの提供に関するVAT

PMK-67⁸は、保険エージェントサービス、保険ブローカーサービス、再保険ブローカーサービス(以下、総称して「エージェント・ブローカー」)の提供に関する「最終」VAT制度を規定しています。これは新しい制度となります。以前は、これらのサービスには「通常の」VAT制度が適用されていました。つまり、アウトプットVATの金額が低くなる一方で、「通常」のVAT制度で控除可能であったインプットVATは、現在では控除することができません。

VATのベースとなるのは、名称や形態を問わず、コミッション・手数料の総額です。保険エージェントの場合は、その管理下にある保険エージェントに対する手数料も含まれます。

保険・再保険会社のVAT徴収者としての義務

納付すべきVATは、本規則に基づき「VAT徴収者」として指定された保険・再保険会社(シャリアを含む)が徴収、納付、報告するものとします。なお、本規則の発効日前にエージェント・ブローカーがVATを徴収していたコミッション・手数料については、本規則は適用されません。

VAT徴収者は、以下の場合にVATを徴収することが義務付けられています。

- a) 保険エージェントへのコミッションまたは手数料の支払い、または
- b) 保険・再保険ブローカーから保険料の支払いの受領

VATの納付は、エージェント・ブローカーへの1か月以内のすべてのコミッションについては、1枚の納税伝票(Surat Setoran Pajak)にて行うことができます。

⁶ 財務大臣規則 No.65/PMK.03/2022 (PMK-65) 2022年3月30日公布、2022年4月1日発効。PMK-65によりPMK-79は撤廃

⁷ 財務大臣規則 No.79/PMK.03/2010 (PMK-79) 2010年4月5日公布、2010年4月1日発効

⁸ 財務大臣規則 No.67/PMK.03/2022 (PMK-67) 2022年3月30日公布、2022年4月1日発効

VATインボイス

エージェント・ブローカーは、そのサービスに関して、以下のような形でVATインボイスを発行することが義務付けられています。

- a) 保険エージェントの場合、保険会社のシステムで作成される手数料支払明細書(ステートメント・オブ・アカウント)
- b) ブローカーの場合、ブローカーが発行する仲介手数料のインボイス

上記の書類が下記の項目を含む場合、VATインボイスと同等とみなします。

- a) PKPのエージェント・ブローカーの名前と納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak)
- b) PKPのシステムで作成されたシリアル番号と書類作成日
- c) コミッション・手数料の金額
- d) 徴収したVATの金額

VATインボイスの発行期限は、以下の通りです。

- a) 保険エージェントにコミッション・手数料を支払った翌月末、または
- b) 保険・再保険ブローカーサービスの提供時

E. 特定の課税サービスに対する VAT

上表にあるような「特定の」その他の課税サービスの提供に対する VAT は、PMK-71⁹に規定されています。その要点は以下の通りです。

宗教的な旅行の場合、非宗教的な場所への旅行の部分には1.1%の最終VAT税率が適用され、旅行パッケージ全体には0.55%の税率が適用されます。

バウチャーを使用したマーケティングサービス、取引決済サービス、コミッションをベースとしない顧客ロイヤルティ・リワードプログラムに関連するサービス、およびそれらのマージンを伴わないサービスについては、バウチャーの販売価格をVATの課税標準とします。

貨物輸送業者のサービスにおける運賃は、航空機、船舶、列車、道路による輸送の形態でサービス受領者が支払う輸送費です。

これらのサービスの提供に関連する物品およびサービスの取得にかかるインプットVATの扱いは従来通りです(つまり、控除はできません)。

⁹ 財務大臣規則 No.71/PMK.03/2022 (PMK-71) 2022年3月30日公布、2022年4月1日発効。PMK-71は以下を撤廃します。

- a. 課税標準のその他の価値に関する財務大臣規則 No.121/PMK.03/2015 の第2条 j、k、m 項、2015年6月25日公布、2015年7月1日発効
- b. VATの対象外である宗教サービスの基準に関する財務大臣規則 No.92/PMK.03/2020 の第8条、2020年7月23日公布、2020年8月22日発効
- c. プリペイドカード、SIMカードスターターパック、電カトークン、バウチャーの販売および配布の税務処理に関する財務大臣規則 No.6/PMK.03/2021 の13条5項b号および16条4項b号、2021年1月22日公布、2021年2月1日発効

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sukma Alam
sukma.alam-c@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Surendro Supriyadi
surendro.supriyadi-c@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Marlina Kamal
marlina.kamal@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Avinash Rao
a.rao@pwc.com

Nicholas Sugito
nicholas.sugito@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Nikolas Handradjid
nikolas.handradjid@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com


Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com


Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2022 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.